様　式

会　　議　　録

会議の名称	令和元年度　本庄市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	令和２年２月５日（水）　午後１時３０分から 午後２時５７分まで
開 催 場 所	本庄市役所５階　５０４会議室
出　席　者	１　協議会委員１８名中１６名出席 ２　本庄市長 ３　事務局（障害福祉課）５名 原福祉部長、折茂障害福祉課長、金子課長補佐兼援護係長、宇都宮課長補佐兼給付係長、吉田主事補 ４　手話通訳者２名 合計２４名
欠　席　者	・本庄市身体障害者福祉会 ・特定非営利活動法人　古太萬の会
議　　題 （次　　第）	１　協議会の運営方法（案）について ２　第３次本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告書（平成３０年度）（案）について ３　障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定（案）について ４　その他
配　付　資　料	１　令和元年度本庄市障害者施策推進協議会会議　次第 ２　資料１から７
その他特記事項	
主　管　課	本庄市福祉部障害福祉課

会　議　の　経　過	
発　言　者	発言内容・決定事項等
事務局 折茂課長	皆様にはお忙しい中、本日は出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただく、障害福祉課長の折茂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 早速ですが、これより「令和元年度本庄市障害者施策推進協議会」を開催させていただきます。お手元の次第により進めさせていただきます。
事務局	続きまして、次第２「委嘱状交付」でございます。第１次本庄市

様　式

折茂課長	障害者施策推進協議会委員の委嘱状の交付を行わせていただきます。 ＊市長より委嘱状の交付 本日所用により欠席の連絡を受けております、「本庄市身体障害者福祉会会長　種村　様」、「特定非営利活動法人　古太萬の会新井　様」の２名につきましては、本日の会議の資料・報告と併せ、後日事務局より委嘱状を交付させていただきます。
事務局 折茂課長	続きまして、開会にあたりまして、吉田市長よりご挨拶申し上げます。
吉田市長	ただいま紹介にありました、本庄市長の吉田信解と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。今、手話をさせていただきましたが、本庄市手話言語条例が一昨年に制定され、今年聴覚障害者の埼玉県の大会が文化会館でもあるので、手話をもっと広めていかなければならないと思っているところです。 さて、皆様方には、本庄市の福祉事業、福祉施策に様々なお立場からご尽力いただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げます。本市におきましては、平成３０年３月に、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障害者施策の基本的事項を定める障害者計画、そして障害福祉サービスの実施計画としても、障害福祉計画と障害児福祉計画を策定したところでございます。この計画について、その進捗の管理や、円盤なる施策の策定を行うことを目的としまして、この協議会、本庄市障害者施策推進条例を制定したところです。本日の協議会は、その第１回目となりまして、皆様方には、この計画の進捗管理、計画策定に関する幅広いご意見やご助言をいただいていくわけでございます。 世の中、パラリンピックが近づく中、障害の有無に関わらず共生社会を作っていこうという気運もより一層盛り上がっていくのではないかと期待をしているところでございます。本市は盲目の国学者、塙保己一生誕地でございますので、これからも、障害の有無に関わらず皆様共に生きていける共生社会の実現に向けて、邁進していきたいと思っております。より一層の支援とご協力をお願い申し上げ、この協議会の設置の趣旨に関わる建設的なご意見等を頂戴できればと思っていおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、市長としてのご挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。先へ進めさせていただく前に、本日は

様　式

折茂課長	第１回目の協議会でございますので、ここで委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。 ＊委員　自己紹介 ありがとうございました。続きまして事務局ですが、順に自己紹介申し上げます。 ＊事務局　自己紹介 ここで事務局よりご報告申し上げます。本庄市障害者施策推進協議会条例第６条第３項には、会議の成立要件といたしまして、過半数以上の出席が必要となっております。本日は委員１８名中１６名の委員の方の出席をいただいておりますので、本会議は成立となります。
事務局 折茂課長	続きまして、次第４の「正副会長選出」でございます。 会長・副会長の選出につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第５条第１項において、「協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されています。 この規定に基づき、会長・副会長を選出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 なお、会長・副会長の選出については、福祉部長の進行により進めさせていただきますのでご了承ください。
事務局 原部長	福祉部長の原でございます。会長が決まるまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 先ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、条例により「会長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、皆様からご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。
小谷野委員	「事務局一任」でお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 原部長	ただいま小谷野委員から「事務局一任」ということでご意見いただきましたが、事務局よりご提案申し上げるということでよろしいでしょうか。 ＊異議無し
事務局 折茂課長	小谷野委員より「事務局一任」のご意見をいただきましたので、事務局からご提案申し上げます。

	（事務局から本庄市議会推薦の矢野間委員に会長を依頼することを提案）
事務局 原部長	ただいま矢野間委員に会長をお願いできればという事務局からの提案がありました。委員の皆様、この提案につきまして、ご意見などありますか。 ＊意見なし では、この提案につきまして、異議なければ拍手にて承認をいただきたいと思います。 ＊承認 それでは、会長につきましては矢野間委員にお引き受けいただくことで決定いたします。ご協力ありがとうございました。
事務局 折茂課長	それではここで、第１次本庄市障害者施策推進協議会の会長に就任されました矢野間会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。
会長	先ほど会長に就任させていただきました、本庄市議会議員の矢野間規と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は４月までは本庄東小学校の PTA 会長を務めさせていただいておりました。現在は顧問という形で、会長の補佐役として務めさせていただいております。小学校の会長をやらせていただいている中で、いろいろな角度からのご意見だったり、子育てに関する大変なこと、また先生方にとっても大変なことなど、いろいろ勉強をさせていただくことができました。それを今回の協議会に当てはめると、なかなか難しいことかもしれませんが、ひとつ、先日、群馬県伊勢崎市にお住まいの車いすで生活されている方から、本庄市の駅の周りは点字ブロックがたくさんあって走行しにくいと言われました。しかし、それは逆に目の不自由な人に向けて本庄市が一生懸命やっていくれている証拠でもあると言われ、目の見えない方、耳の聞こえない方、車いすで生活されている方の実際の生活の場面をなかなか想像できない、また想像しようと思ってもその人の立場になってみないとわからないことがたくさんあると思いました。その方は、車いすの方にとっては点字ブロックは不便なとこともありますが、そういうことも踏まえて、私たちも一緒に、他の障害を持っている方の気持ちを考えて生活していかなければならない、

	そういう思いやりを持って暮らせる世の中を作っていきたいと言い、その話を聞いて素晴らしいことだと思わせていただきました。今日は、先ほど市長からもありました通り、各業界やいろいろな方々のご意見があると思います。そういったものを建設的に組みあげて、この本庄市の協議会をより良いものにしていくためにも、皆様の忌憚の無いご意見、ご助言が必要だと思っておりますので、ご協力お願いを申し上げ、会長としての挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局 折茂課長	それでは副会長の選出につきましては、矢野間会長に進行をお願いしたく存じます。
会長	それでは、議事の進行を進めて参りたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、ご協力をお願い申し上げます。 　副会長の選出ですが、副会長についても委員の互選により定めることとされていますが、いかがいたしましょうか。
小谷野委員	事務局でお考えがあれば事務局一任でお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
会長	ただいま、小谷野委員から「事務局一任」というご意見がございましたが、事務局からはいかがでしょうか。
事務局 折茂課長	小谷野委員より「事務局一任」のご意見をいただきましたので、事務局から提案申し上げます。 （事務局から本庄市身体障害者福祉会推薦の種村委員に副会長を依頼することを提案）
会長	ただいまの事務局からの提案につきまして、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。 　＊意見なし 　では、この提案につきまして、ご異議がなければ、皆様、拍手にてご承認をいただきたいと思います。 　＊承認 　それでは、種村委員に副会長をお願いしたいと思いますが、その旨、事務局よりお伝えください。種村委員には副会長として、次回改めてご挨拶をいただきたいと思います。
事務局 折茂課長	続きまして、次第５「諮問」ですが、市長より諮問いたします。 （市長より会長へ諮問書の手交）

	ここで、市長は所用のため退席させていただきます。 （市長退席）
事務局 折茂課長	議題に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。 （資料の確認）
事務局 折茂課長	続きまして、次第６「議題」に入らせていただきます。議事の進行につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第６条第１項の規定により、会長が議長となって行うこととなっております。これからの議事の進行につきましては、矢野間会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	この後の議題につきまして、議事の進行を務めさせていただきます。はじめに、議題１「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料３～５をお手元にご用意ください。 （事務局より「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法（案）について」説明）
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。 ＊質問無し それでは、本件につきましては、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。 ＊異議無し ご異議無しと認め、本案件につきましては、これで決定とさせていただきます。それでは資料の表題から案の文字をお取り願います。 続きまして、議題２「第３次本庄市障害者計画主要事業の実績報告（平成３０年度）（案）について」事務局から説明をお願いします。なお、事業数が多いので、２つの基本目標ごとに説明をお願いします。
事務局	実績報告案の説明に入る前に、今回が協議会の最初の会議ですので、計画について簡単にご説明させていただきます。 （事務局より、「第３次本庄市障害者計画」、「第３次本庄市障害者計画主要事業の実績報告（案）の基本目標１」について説明）

様　式

議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。 ＊質問無し ないようですので、次に、基本目標２について、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、資料６の１１頁をご覧ください。 （事務局より、「基本目標２」について説明）
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。 ＊質問なし ただいま、「第３次本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告（平成３０年度）（案）」の内容について、２つの基本目標ごとにご審議いただきましたが、その他にご意見ご質問がございませんか。 ＊質問無し それでは、本件につきましては、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。 ＊異議無し ご異議なしと認め、本案件につきましては、これで決定とさせていただきます。それでは、資料の表題から案の文字をお取り願います。
議長	続きまして、議題３「障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料７をご覧ください。 （事務局から「障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について」説明）
議長	ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見ご質問がございましたらお願いします。
畠山委員	資料４で任期は３年とすると書かれているのですが、これはどういうことでしょうか。

事務局	資料の４には委員の任期は４年となっていますが、本日、第一回で皆様に委嘱したのが第１次となるのですが、計画のサイクルに合わせ、資料４の附則に、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、３年という任期にかかわらず、平成３３年（令和３年）３月３１日までとする、とありますので、来年の３月までということでお願いしたいと思います。
議長	ほかにご質問はありますか。
金子委員	資料７の中に、白丸と黒丸がありますが、この区別はどういったものになりますか。
事務局	黒丸が委員の皆様に関係する内容となっており、１つ目の黒丸が第１回の協議会、２つ目の黒丸が第２回の協議会、３つ目の黒丸が第３回の協議会、最後の答申としては、協議会開催の形はとりませんが、会長と副会長、その他都合のつく方にはご参加いただき、市長へ答申するという形を予定しております。
議長	ほかにご質問はありますか。 ＊質問無し ただいま、「次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について」に関して、資料７のスケジュールについてご審議いただきましたが、その他にご意見ご質問がございませんか。
水上委員	計画の６６頁に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、令和２年度中に市・町をもとにケアシステムを検討する協議会を設置することとありますが、これについての進捗状況を教えていただけたらと思います。 これは障害者計画なので、あえて精神障害としてますが、グレーゾーン、つまり８０－５０問題や引きこもりの人、病気かどうかわからなくても社会になかなか適応できずに就労できないニートの方等、いろんな方を含めた精神障害者に対して、地域での見守りができるような地域作りをしていくということを含めての協議の場、という意味ですが、それに向けて共生づくりという視点のもとで、協議の場を各地域、市町村単位、場合によってはこういう広域での協議の場を来年度中に設けると計画にも書いてあるので、その辺を具体的に協議して、状況報告をしていただけたらと思います。ちなみに一番上の圏域ごとというのは、保健所圏域でいうと、保健所では私一人で精神保健を担当しているので、年に一回、昨年度から精神科の病院や作業所含めて、去年やっと設けることがで

	きたので、今年も一回は設ける予定ですが、ぜひ市・町で具体的な施策や相談に対して、地域作りというところも含めて、一緒に協議していきたいと思うので、本庄市の方でも、来年度中に具体的に対応していただければと思います。
事務局 原部長	引きこもりに関して言えば、実は精神の障害によるものなのか、それとも個々に起因するものなのかわからない状態ということがありますので、まずは担当の部署というものを定めなさいという国からの通知もきています。そのため引きこもりに関しては、福祉部の方で、このつながりをもって引きこもりに対する対応を、どこが担当になるかということも含めて早急に検討しなければならないと考えておりますので、保健所と連携させていただくということでは、障害福祉課だけでなく、引きこもりを担当する課とも連携をとらしていただきたいと思います。
議長	ほかにありますか。 ＊意見無し それでは、本件につきましては、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。 ＊異議無し ご異議なしと認め、本案件につきましてはこれで決定とさせていただきます。それでは資料の表題から案の文字をお取り願います。 そのほかにご意見ご質問はございませんか。
畠山委員	台風１９号のときに、非常に緊迫した状況になったと思うのですが、障害者の避難所での受け入れ態勢がどうなっているのかということが非常に心配な点で、放送を聞いて早く避難したほうが良いと思いながらも、実際に避難所に行ったらその中でやっていけるのか非常に心配なので、結局家に留まりました。避難所は実際どうだったのかお聞きしたいです。
事務局 原部長	避難所について、台風１９号のときの様子からお話させていただきます。本庄市では、福祉避難所として市内の社会福祉法人など９カ所と協定を結んでおります。通常の避難所では対応が難しかったり不便であるという場合は、ご連絡していただき、福祉事務所の方から協定を結んでいる社会福祉法人や受け入れ先と協議して

	対応しています。 　１０月のときは、グループホームの利用者が川の増水が心配なので避難をしたいということで、市内の社会福祉法人の方で、利用者を一晩避難させてもらったということがありました。もう一件は、体に障害をお持ちの方を避難させたいと支援員さんから連絡を受け、福祉避難所をご案内しましたが、床に座ることはできなくても、椅子を持ち込めば対応可能ということだったので、シルクドームに椅子を持ち込み、利用していただきました。 　本庄市はこれまで災害の少ない地域でしたが、今の異常気象では何が起こるかわからない状況であり、来年もどのような災害があるかわからないので、そういったことには十分に備えていきたいと思っております。皆様からも、避難所についてこういったことはどうなのか、こういった設備があったら良いということがあればご意見いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
畠山委員	福祉避難所については、調べたら定員が少人数だったので、その少人数に入れてもらえるのか心配になりました。家族が一緒にいないと一人では避難しても無理なので、家族も一緒に避難所に居させてもらえるのか、そして車を停めるところがあるのかといったことなど、具体的にどうなのでしょうか。
事務局 原部長	福祉避難所の収容人数についてですが、先ほどお話しした方は、グループホームの定員が９人なので、特別養護老人ホームの方に避難していただきました。そのときは介護者の方も一緒に避難していただきました。昨年の台風だと福祉避難所を利用したのはその１件だけですが、ご家族の方も同伴してもらうのは可能だと思います。ご家族の方も一緒でないと不便なこともあると思うので、そういった対応は可能だと思います。 　収容人数のことにつきましては、９カ所と協定を結んでおりまして、その９カ所については心配のとおり、そのときの利用状況によって、各施設の収容可能な人数は異なると思います。その時々にこちらから、可能な人数を確認しております。災害が大きく長引くようになってしまって、協定を結んでいるところだけでは難しいということになれば、介護施設や病院との連携も取っていきたいと思っております。
畠山委員	そういう状況になったときは、事前に連絡したほうがいいのでしょうか。
事務局 原部長	福祉避難所の利用については、個人で直接利用していただくものではなく、福祉避難所がその人に対して必要かどうかを福祉事

	務所の方で判断して、福祉事務所を介して協定を結んでいる福祉避難所に連絡をとらせていただきます。そのため災害のときに福祉避難所を利用したいというときには、担当地区の民生委員、あるいは障害福祉課、地域福祉課に連絡いただければ、こちらで手配をするようになっております。
小谷野委員	福祉避難所の話が出たのですが、私のところも福祉避難所になっています。台風１９号のときは問い合わせがあり、受け入れてもらえるか聞かれたことがあります。私のところは知的・精神・下肢障害の方で車いすの方もいますので、エレベーターの利用もできます。そういう状況があったときには福祉事務所から連絡をいただければ、何らかのお返事ができると思いますので、そういうときは利用していただけたらと思います。 私の方では地震など災害に応じて、人数分＋３日分の食料が用意してあります。これは市にお願いですが、食料や寝具類はそのときの状況によって変わるので、検討していただけるとありがたいです。またそういう状況があれば、お話をいただければ、ご家族の方も一緒に同部屋で利用できるように何らかの対応は可能ですのでよろしくお願いします。
議長	ほかに質問はありますか。
小谷野委員	実績を見させていただきましたが、身体や精神のことはありましたが、会長の話にもあった盲目の方の内容が薄い気がしました。目の不自由な方については、車いすの利用からしたら点字ブロックが邪魔だというような話もありましたが、障害にもいろいろあり、この実績を見た感じでは精神が多いような気がしたので、視覚障害の方等の意見がもう少し反映されたほうが良いかと思います。
議長	貴重なご意見ありがとうございます。その他にございますか。 せっかくなので、より良いものにするためには、皆様の忌憚の無いご意見を、何を言ったら良いかわからないというご意見もあるかとは思いますが、今の現状や知っている現状の中でもこういったことがあると言っていただけることによって、より良い施策にできると思うので、ぜひご協力お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
高崎委員	避難所のことに関係することですが、その人の状態によって、例えば人工肛門の方などいますが、福祉会のトイレはいろんな方に対応しているのでしょうか。
小谷野委員	出入り口は当然広くなっており、車いすの方もいますし、下肢の

	不自由な方もいますので、それなりのいろいろな状態の人が使えるようにはなっています。
高崎委員	本庄市で新しく作るときには、障害者の多目的トイレを希望しているのでお願いします。 障害に関して言わせていただきますと、ヘルプマークがありますが、赤いヘルプマークを、娘は目が不自由なので使っていますが、まだ一般の方には理解が浸透していないところがありますので、もう少し大きくしていただきたいです。市の広報にいつも載っているようにしてもらえると、マークを見た人が何のために付けているのか、マークを付けている人が困っているときに声をかけてくれる等の対応があると思うのですが、そういう周知するものがないので、もっと浸透したらいいと思っています。
事務局	ヘルプマークは県で作り、市の窓口でも配布しているもので、本庄市で作ってはないのですが、今の意見を県の方に申し述べて、改善、改良を図っていけるようにしていきたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。
畠山委員	ヘルプマークに似たヘルプカードもありますが、その使い分けはあるのですか。ヘルプカードは本庄市周辺で作成していると思うのですが、作った目的や、どういうことを想定して作ったのか、その辺も浸透していないと思います。
事務局	ヘルプカードの方が先に児玉郡市内で共同で作成し、障害の内容や配慮してもらいたいことを書いてお持ちいただき、いざというときにそれを見せることで、こういう対応をしていただきたいと、周りに伝えるために作らせていただいて、窓口でご希望する方に配布しているものです。 ヘルプマークはもう少し全国的に作成しているもので、東京都から始まり、埼玉県でも配布しているのですが、群馬県では配布していないので、群馬の方も窓口に取りに来る方もいます。パラリンピックもあるのでそれを広めようと、埼玉県でも積極的に配っているのですが、使い分けといいますと、より詳しい内容をお伝えするためにはヘルプカードを持っていただいて、周りの方に一目見てお伝えするためには、ヘルプマークを合わせて使っていただき、かばん等につけていただく等活用していただけたらと考えています。
畠山委員	ヘルプマークやヘルプカードについて、本庄市のホームページでは、福祉課のページを開くと載っていますが、その人が障害と関係があれば見てもらえますが、必要なのは助ける側、周りの人が知

	る必要があるので、そのページだけに載せるのではなくて全市民に知ってもらい、ヘルプマークで何かを助けてもらいたいということをわかってもらい、ヘルプカードで詳しい内容をわかるように、見た側は何をどうしてほしいのかわからないというのが実際だと思うので、カードやマークを見たらどうするのかというのをみんなにわかってもらえるように周知していく努力が必要なのではないかと思います。
事務局	一般の方や知らない人はまだまだ多いマークかと思いますので、もう少し普及するように努めていきたいと思います。
議長	なにかを周知したいというのは良いことですが、周知の仕方というのも、自分も議員になっていろいろ提案したりすると、あれもこれもというのがたくさんあって、それでも本庄市も広報の方がすごく頑張ってくれているので、そういった部分で広報で周知していくという部分はあると思います。でもまだまだ足りない部分もあると思うので、一人一人個人の力になってしまいますが、例えばここにいる協議会にいる皆様が、知人にこういうものがあると紹介したり、SNS で発信したり、そういった小さなところからやっていくことも一つ大事なところなのではないかと思いました。市としてもできることと、やりたいけどできないという境界がある中で頑張っているところもありますし、そういった部分を踏まえながら、いろいろ良い意見を聞けたので、自分自身でも発信できるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。 ほかにご意見はありますか。 初回なので、自分の身近なところから広がることもあると思いますので、言っていただければお願いします。
小谷野委員	SNS の話が出たのですが、今相撲協会でも問題になっているので、誰でも発信できるのではなくて、関係者以外は発信できないようにしないと、間違った情報が出てしまうと、間違った受け止め方をする人もいると思うので、発信できる人を気をつけたほうがいいと思います。
議長	文書ひとつとっても誤解されてしまうこともあるので、その辺は気をつけながらやっていただくようにお願いします。 他はよろしいでしょうか。 ＊質問無し

	無いようでしたら、これで本日の議事は終了とさせていただきます。それでは進行を事務局にお返しします。 委員の皆様には議事進行へのご協力と熱心なご審議に感謝申し上げます。
事務局	委員の皆様には長時間にわたり、慎重かつ活発にご審議いただきありがとうございました。また議長を務めていただきました、矢野間会長にはお礼申し上げます。ありがとうございました。
事務局	続きまして、次第７「その他」ですが、今後のスケジュールについて事務局より説明させていただきます。 （事務局より説明）
事務局	それでは、全ての会議が終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。閉会にあたりまして、副会長よりご挨拶をいただきたいところではございますが、本日は不在のため、矢野間会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
矢野間会長	本日は慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度本庄市障害者施策推進協議会会議を閉会といたします。ありがとうございました。

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様 式

会 長 矢野間 規